

令和4年度事業報告書

当支援センターにおける令和4年度の事業計画は、
「被害者等の要望に応え、県民に必要とされる支援センターづくり」
を重点目標とし、
○ 被害者等支援活動の充実、強化
○ 犯罪被害相談員及び支援員の確保・育成等人的基盤の強化
○ 自立に向けた財政基盤づくりの強化
を重点推進事項として、事業を推進した。

1 法人の概況

(1) 設立年月日

平成21年4月8日 任意団体として設立
平成23年4月1日 一般社団法人設立登記
平成25年4月1日 公益社団法人設立登記

(2) 定款に定める目的

当法人は、犯罪、事故・災害等（以下「犯罪等」という。）による被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(3) 定款に定める事業内容

ア 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
イ 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続の補助に関する事業
ウ 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等への直接的支援に関する事業
エ 被害者等に関する支援の必要性に関する広報及び啓発活動に関する事業
オ 関係機関・団体等との連携による被害者等の援助事業
カ 被害者支援ボランティアの養成及び研修に関する事業
キ 被害者等の実態に関する調査及び研究に関する事業
ク 被害者自助グループへの支援に関する事業
ケ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 会員の状況

ア 正会員（令和5年3月31日現在）	20 会員
個人 16 名、団体 4 団体	
イ 賛助会員（令和5年3月31日現在）	会員数
個人 165 名、団体 123 団体	

(5) 主たる事務所の所在地

徳島市福島1丁目1番13-101号

(6) 管理～執行体制

役 職	氏 名	常勤・非常勤別
理事長	大塚 龍一郎	非常勤
副理事長	薄墨 和夫	非常勤
副理事長	三原 由紀子	非常勤
理事	今井 幸三	非常勤
理事	宇山 喜久雄	非常勤
理事	藤本 順	非常勤
理事	内海 千種	非常勤
理事	永本 能子	非常勤
理事	清家 政明	非常勤
理事	豊永 寛二	非常勤
理事	阿部 和英	非常勤
専務理事	尾田 正宏	常勤
監事	大石 真紀	非常勤
監事	瀬井 利昭	非常勤

計14名

(7) 管理～業務体制

センター長兼専務理事（犯罪被害相談員）	常勤	1名（男性）
所員（経理担当・犯罪被害相談員）	非常勤	1名（女性）
所員（庶務担当・人材育成対象）	非常勤	1名（女性）
所員（支援活動総責任者・臨床心理士・犯罪被害相談員）	非常勤	1名（女性）
所員（犯罪被害相談員・公認心理師・臨床心理士）	非常勤	1名（女性）
所員（犯罪被害相談員）	非常勤	3名（男性2,女性1）

計8名

(8) 犯罪被害者等早期援助団体

平成27年6月25日、徳島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受ける。

2 公益目的事業

(1) 被害者等に対する電話・面接相談事業

ア 電話相談

令和4年度中、177件（前年261件、前年比-84件）の電話相談を受理した。

イ 面接相談

令和4年度中、主にカウンセリングを中心とした面接相談を25件（前年21件）その内カウンセリング21件（前年12件）を受理した。

ウ メール相談等

令和4年度中、0件（前年1件）を受理した。

(2) 被害者等に対する直接的支援活動事業

犯罪被害者等早期援助団体として県警察から情報提供を受け、支援活動に着手したケースなど、直接支援件数は29件（前年比+7件）であった。

○ 直接支援状況（令和5年3月末現在） 29 件（前年22件）

・裁判関連支援	15 件
・行政窓口への付添	4 件
・病院への付添	10 件
・その他	0 件
・経済的支援	0 件（支援金等の申請補助）

(3) 広報・啓発活動事業

ア 各種広報・啓発活動

(ア) ホームページによる情報発信

当センターの活動や被害者支援活動を広く一般に周知するため、相談電話の案内、イベントの告知、活動状況等をホームページに掲載し、適宜更新するなど、効果的な情報発信に努めた。

(イ) 機関誌「センターだより」の発行

「センターだより」を7月（750部）、1月（750部）の2回発行し、賛助会員等との情報共有に努めたほか、関係機関や講演会参加者等に配布することで、当センター活動状況等の周知を図った。

(ウ) 広報グッズ等の作成と活用

新たに広報用リーフレットや広報カード、広報用グッズ(クリアファイル)をセンター主催行事参加者等に配布し、当センターの活動状況の広報やファンドレイジング活動に活用した。

(エ) SNS等を利用した情報発信

全国被害者支援ネットワークの公式SNSに、センターの実施したイベントの広報素材を提供し全国に発信された。

(オ) 被害者支援ポスターの募集とカレンダーの作成

徳島県教育委員会の後援のもと、小学生から一般までの幅広い県民を対象に、被害者等の置かれた状況を正しく理解し考えることを目的とした犯罪被害者支援ポスターの募集を行った。優秀作品展示（11月30日）を講演会会場で行い、センターHPに掲載、テレビトクシマで発信（12月16日～18日）をしたほか、令和5年のカレンダー素材に活用して会員や関係機関に配布する等の広報活動を行った。

(カ) 広報用パネル等の掲示

令和4年12月18日～令和5年1月7日までの間、徳島県庁1階の広報ブースに、センターの被害者支援パネルと募集した被害者支援ポスターの最優秀作品4点を掲示し、センターの組織及び活動概要等の広報活動を実施した。

(キ) ハレルヤスイツキッチン松茂本店内に被害者支援の特設コーナーを設置

犯罪被害者週間中、特設コーナーにリーフレット、ウェットティッシュ等を設置し、センターの活動内容を紹介し広報活動を実施した。

イ 講演会等の開催

(ア) 犯罪被害者支援講演会の開催

令和4年6月27日、徳島県・徳島県警との共催で徳島グランヴィリオホテルに関係機関・県民等約130人を集め「犯罪被害者講演会」を開催した。

講師の兵庫県在住犯罪被害者遺族の堤敏氏は「遺族12年の想い～逃亡10年10ヶ月の罪を問う～」と題し、被害者になることは避けられないが、加害者になることは避けられる、事件を風化させないのが大事と訴えた。

(イ) 犯罪被害者週間講演会の開催

令和4年11月30日、徳島県・徳島県警との共催で徳島グランヴィリオホテルに関係機関・県民等約120人を集め、犯罪被害者週間講演会を開催した。

京都アニメーション放火事件で二女を亡くした渡邊達子氏と兄の勇氏が被害者遺族として、事件発生時の状況や被害者家族の心情、マスコミへの対応、カウンセリングの必要性等を述べ、犯罪被害者等支援について理解増進を図った。

(ウ) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

県内の中学・高校・大学生等を対象に、犯罪被害の悲惨さや遺族の想い、命の大切さについて理解を深めるための「命の大切さを学ぶ教室」を実施した。

開催日	学 校 名	内 容	対 象 者
6月16日	四国大学	殺人事件（被害者遺族）	15人（学部生等）
7月11日	徳島県立富岡東高校定時制	殺人事件（被害者遺族）	117人（全校生徒）
7月15日	生光学園中学校	少年事件（被害者遺族）	81人（全校生徒）
10月21日	徳島県立脇町高等学校	少年事件（被害者遺族）	545人（全校生徒）
10月27日	徳島文理大学	被害者等の現状 (被害者支援センター理事)	25人（大学院生）
11月9日	徳島県立阿南光高等学校	交通事故（被害者遺族）	544人（全校生徒等）
12月12日	徳島文理大学	少年事件（被害者遺族）	100人（学部生）
12月16日	広沢自動車学校	殺人・交通事故（被害者遺族）	35人（教習指導者）
12月20日	徳島県立徳島中央高等学校定時制	交通事故（被害者遺族）	214人（全校生徒）
12月21日	徳島県立池田高等学校定時制	殺人事件（被害者遺族）	23人（全校生徒等）

(4) 関係機関・団体との連携による被害者等への支援事業

ア 全国被害者支援ネットワークや各県被害者支援団体との連携

新任事務局長等研修（4月18日）、全国事務局長等会議（4月19日）、支援活動責任者研修（8月5日～8月6日）は、オンラインにより開催されセンター長が出席した。

中国・四国ブロック事務局長会議は、上半期が鳥取県（9月2日）、下半期が山口県（2月10日）において開催された。また、中・四国ブロック質の向上研修（9月3日～9月4日）は鳥取県で行われ、センター長が出席した。

イ 徳島県警察との連携

(ア) 早期援助団体としての適正な活動

令和4年度中、3件（前年比－6件）の警察情報提供を受理し、迅速な支援活動を推進するとともに、警察との緊密な情報交換と情報管理に努めた。

(イ) 犯罪被害者週間における広報啓発活動での連携

被害者週間中の12月1日、イオンモール徳島1階においてキャンペーンを共同で実施し、県民に対する被害者等の置かれた現状や被害者支援の重要性について広報啓発活動を行った。

(ウ) 各警察署管内犯罪被害者支援連絡協議会への出席

徳島名西警察署（11月11日）、徳島中央警察署（12月1日）において開催された犯罪被害者支援連絡協議会定時総会に出席し、少年事件について事例検討を行った。中央警察署では、関係機関が支援内容を発表した後、センター長が、「徳島県犯罪被害者等支援条例制定による徳島被害者支援センターの取組」と題して講演を行った。

ウ 徳島県との連携

(ア) 「令和4年度市町村犯罪被害者等支援条例制定促進会議」で講演

令和4年5月30日、県が主催する市町村犯罪被害者等支援条例制定促進会議がオンラインで行われ、県内各市町村の犯罪被害者等支援主管課長等37名が参加した。会議では、徳島県消費者政策課くらし安全担当係長から、犯罪被害者等支援に係る国、他県の動向や、徳島県犯罪被害者等支援条例及び推進計画について現状説明等があり、センター長が「被害者支援について」と題した講演を行った。

(イ) 「令和4年度犯罪被害者等支援市町村等窓口担当者研修会」の開催

令和5年1月12日、アスティとくしまに犯罪被害者等支援市町村窓口担当者や徳島県犯罪被害者支援連絡協議会会員等31名を集め、徳島県と共に開催した。

県の委託事業として開催した研修会では、センター長が「徳島被害者支援センターの取組について」、徳島弁護士会の橋本弁護士が「市町村における犯罪被害者支援について」、県スクールカウンセラーの阿利孝子氏が「話の聞き方、接し方」と題した講演を行った。

エ 弁護士会との連携

(ア) 令和4年11月4日、徳島弁護士会、徳島県警察との三者で「令和4年度被害者支援連携協議会」が開催され、理事長及び犯罪被害相談員が出席し児童に対する性虐待等の想定事例に基づき、関係機関の在り方について意見交換を行った。

(イ) 令和5年3月10日、四国弁護士会連合会主催の「子どもに対する性虐待と支援のあり方～早期発見と支援の充実」と題した講演会が徳島グランヴィリオホテルで開催され、犯罪被害相談員等が参加した。

(5) 人材の育成等人的基盤の強化

ア 大学生等を対象とした「被害者支援を考え・学ぶ講座」の開催（県委託事業）

令和4年10月30日、ホテルグランドパレス徳島に県内4大学の大学院生等18名を集め、「令和4年度被害者支援を考え・学ぶ講座」を開催した。

本講座は、徳島県犯罪被害者支援推進計画において示された「大学生等に対する被害者支援の人材育成の強化」に基づき開催したもので、弁護士、精神科医、音楽療法に携わる大学教員等が講師を務めた。

イ 臨床心理学専攻大学院生等に対する実習の実施

（ア）徳島大学

令和4年度臨床心理学専攻実習生1名を、5月1日から12月31日までの間受け入れ、毎週月曜日2時間30分の実践実習を実施した。

また、6月20日5名の見学実習生を受入れ、センターの活動概要、被害者支援の現状等について実習を実施した。

（イ）四国大学

6月16日、公認心理師養成コースの学部生15名に対し、被害者支援の現状等についての実習を同大学で行った。

（ウ）鳴門教育大学

令和4年11月7日、臨床心理学専攻大学院生5人の見学実習を受入れ、被害者支援の現状等について実習を行った。

ウ 支援活動員養成講座

コロナ感染症拡大を受け、令和4年度の養成講座開催は中止した。

エ 預保納付金を活用した職員の人材育成

人材育成対象の職員1名（女性、令和元年10月に指定）に対し、講演会への出席、継続研修の受講、直接支援活動の補助的活動等を通じて、直接支援員養成の目的で指導育成を行った。

オ 全国被害者支援ネットワーク主催研修

令和4年10月14日開催の全国被害者支援フォーラムについては、コロナ禍を考慮しオンラインで参加した。

(6) 財政基盤確立のための諸活動

当センターの自立に向けた財政基盤の確立を目的としたファンドレージ活動を積極的に推進した。

ア 賛助会員（個人、法人）募集の積極的推進

あらゆる広報活動を通じて、賛助会員の拡大に努めた。

イ 寄付型自販機設置の推進

従来の寄付型自販機に加え、県警の協力を得て新たに1台の寄付型自販機を設置した。

ウ ワンクリック募金活動の推進

令和4年度もワンクリック募金「呼称：おかげさま募金」を継続実施した。

工 被害者支援商品の販売促進

協賛企業である（株）ハレルヤは、毎年被害者支援対象商品の売り上げの一部を寄附する取組みをしており、令和4年度も継続実施した。

犯罪被害者週間中は、ハレルヤスイーツキッチン松茂本店内に特設コーナーを設け、対象商品を増やし、販売促進を図った。

オ その他

募金箱設置の拡充や、イオンの幸せの黄色いレシートキャンペーンへの協力依頼等の活動を行った。

3 収益事業

徳島市富田橋3丁目58番1所在の駐車場（10台分）を貸借し、これにより得た利益を公益目的事業に使用し、被害者等に対する支援活動の強化を図った。

4 会議

（1）社員総会

令和4年6月24日、グランヴィリオホテルにおいて開催

ア 決議事項

第1号議案 令和3年度決算書類等承認に関する件

第2号議案 役員の選任に関する件

イ 報告事項

報告第1号 令和3年度事業報告書に関する件

報告第2号 令和4年度事業計画書に関する件

報告第3号 令和4年度収支予算書及び補正予算書に関する件

（2）第1回理事会

令和4年6月6日、センチュリープラザホテルにおいて開催

ア 決議事項

第1号議案 令和4年度定時社員総会に関する件

第2号議案 令和3年度事業報告案に関する件

第3号議案 令和3年度決算書類等に関する件

第4号議案 理事候補者候補の選任に関する件

イ 報告事項

報告第1号 2022年度預保納付金支援事業助成契約について

報告第2号 令和4年度犯罪被害者等支援体制強化事業の委託契約について

報告第3号 令和4年度犯罪被害者等支援業務の委託契約について

報告第4号 理事長等の職務執行状況報告について

（3）第2回理事会

令和5年3月27日、センチュリープラザホテルにおいて開催

ア 決議事項

第1号議案 令和4年度補正予算案に関する件

第2号議案 令和5年度事業計画案に関する件

第3号議案 令和5年度収支予算案に関する件

第4号議案 資金調達及び設備投資の見込に関する件

第 5 号議案	犯罪被害相談員の採用に関する件
第 6 号議案	事務局職員等の任免に関する件
第 7 号議案	支援活動員及び犯罪被害相談員の認定に関する件
第 8 号議案	犯罪被害者等給付金申請補助員の認定に関する件
第 9 号議案	犯罪被害者直接支援員の認定に関する件
第10号議案	役員の報酬規程の一部改正に関する件
第11号議案	職員給与規程の一部改正に関する件
第12号議案	非常勤職員給与規程の一部改正に関する件
第13号議案	旅費規程の一部改正に関する件
イ 報告事項	
報告第 1 号	令和 5 年度徳島県及び徳島県警察委託事業について
報告第 2 号	令和 5 年度預保納付金申請状況の報告について
報告第 3 号	理事長等の職務執行状況の報告について

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - ・理事会は、法令・定款及び理事会運営規程に従い、重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督した。
- (2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - ・理事会の職務の執行は、法令及び定款に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、法令等に基づき理事会議事録に記載され、その記録の保存・管理は、法令に基づき適切に保存管理している。
- (3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - ・内部の統制については、重要な不備がないかを確認している。

令和4年度事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。